



GES Immigration Alert

インドネシア

デロイト トーマツ税理士法人

2015年10月23日

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

外国人労働者利用手順に関する労働移住大臣規程の改正 2015年第16号の改正となる労働移住大臣規程2015年第35号

(1) 背景

インドネシアの労働省はインドネシアの外国人雇用のための一般的な手続・要求事項に関して2015年6月に発行された外国人利用手順に関する労働移住大臣規程 2015年第16号の改正となる労働移住大臣規程2015年第35号を発行した。この規程では2015年第16号で要求されていた雇用許可(work permit)が必要とされる一定の活動の削除や外国人対インドネシア人の雇用義務の比率等、重要な変更がなされている。

(2) 変更内容

変更概要は次のとおりである。

NO	内容	2015年第16号	2015年第35号
1.	外国人労働者に対するインドネシア人労働者の比率	外国人労働者1人につき最低でも10人のインドネシア人労働者を雇用しなければならない。	1:10の比率は削除された。
2.	一時的業務のための外国人労働者利用計画(以下「RPTKA」)および雇用許可(以下「IMTA」)	一時的業務のためのRPTKAは次の8つの業務目的で与えられる。 1. 工業品の品質とデザインの向上に向けた産業技術の適用とイノベーションのための育成、指導、訓練の実施やインドネシア向けの海外販売協力 2. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの	一時的業務のためのRPTKAおよびIMTAは次の3つの業務目的のみに削減された。 1. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの 2. 1カ月超となるインドネシアにある拠点の監査や調査 3. 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、または事

NO	内容	2015年第16号	2015年第35号
		3. 講演 4. インドネシアにある拠点／支店との会議への参加 5. インドネシアにある拠点の監査や調査 6. 試用期間中の外国人労働者 7. 一度で完了する業務 8. 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、または事業調査中の製品に関連する業務	業調査中の製品に関連する業務
3.	非居住取締役およびコミサリス ¹ のIMTA	インドネシアの会社の非居住の取締役および／またはコミサリスはIMTAの申請をしなければならない	非居住の取締役およびコミサリスのIMTA取得義務は免除
4	TKA 利用補償金(DKP-TKA) ²	TKA利用補償金はルピアで支払わなければならない	当該規定は削除された(労働省はTKA利用補償金のUSドルでの支払いを求めている)
5	国内資本投資会社(PMDN)は外国人をコミサリスに任命できない	規定されていない	国内投資会社は外国人をコミサリスに任命できないことが特別に定められた

(3) デロイトのコメント

旧労働移住大臣規程 2015 年第 16 号は出張者や非居住取締役・コミサリスに IMTA を求めていることから、外国人投資家にとって障害であり好ましくないと捉えられていた。新しい規程では政府の推奨するとおり外国投資としてのインドネシアの魅力を取り戻している。

1 コミサリスとは、会社の経営を獲得し取締役会に対して助言を行う機関であるコミサリス会の構成員であり、日本の監査役に類似した性格を有する。

2 TKA 利用補償金(DKP-TKA)とは、外国人(TKA)の利用に対し、雇用者が国家に支払うべき月 100USドルの補償金のことである。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関する問い合わせ

Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所

ディレクター 杉本 浩二 kojisugimoto@deloitte.com

シニアマネジャー 村山 大二 damurayama@deloitte.com

シニアマネジャー 長谷川 孝明 thasegawa@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。